平成18年第4回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成18年12月13日(水)

1. 議事日程第4号

平成18年12月13日(水) 午前10時開議

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(17名)

1	釆	宿	和	佐	行	2
т.	1887	111	/r·u	収	11	

2 番 清藤一憲

3 番 松 本 義 臣

4 番 高 田 修 治

5 番 秦 時 雄

6 番 湯 浅 至

7 番 江藤徳美 8 番

藤野修二

10番 日 隈 久美男 11番

佐 藤 健次郎

12番 後藤 勲

13番 穴 井 丈 洋

14番 神田義彦

15番 安達宏彦

16番 片山博雅

17番 繁田弘司

19番 小 野 菊 男

欠席議員(2名)

9 番 藤 本 勝 美 20番 横 山 冨 夫

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長高倉益雄 議事係長 穴井陸明

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小	林	公	明	助			役	目	隈	紀	生
教	育 長	西	野	重	正	総 兼	務 自治	課 振興	長 室長	小	幡	岳	久
企画財	政課長	秋	吉	徹	成	税	務	課	長	大	塚	章	雄
福祉保	健課長	松	Щ	照	夫	住	民	課	長	中	尾		拓
建設	課 長	合	原	正	則	農	林	課	長	佐	藤	左	俊
	参事兼 委 員 会 局 長	小	Ш	敬	文	商	Ľ観;	光課	長	河	島	広力	大郎
水 道	課 長	麻	生	長三	三郎	会	計	課	長	日	隈	駿	_
	同和対策 隣保館長	大	蔵	喜勿	人男	学村	交教	育課	長	坪	井	万	里
	育課長 公民館長	芝	原	哲	夫	社会	会教育	育課	参事	宿	利	博	実
わらべ	の館館長	酒	井	恵-	一郎	行	政	係	長	村	木	賢	$\vec{-}$

午前10時00分開議

○副議長(後藤 勲君) おはようございます。

本日の会議に欠席の届が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、9番藤本勝美君所要のため欠席の届が提出されております。

ただ今の出席議員は17名であります。会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○副議長(後藤 勲君) 日程第1、これより一般質問を行います。 最初の質問者は、16番片山博雅君。
- ○16番(片山博雅君) おはようございます。16番片山博雅です。

本日は、通告の高齢者、独居老人、寝たきりの人の対策、町民皆水道について、一問一答方式で質疑させていただきます。

その前に、毎年恒例の、世相を象徴する今年の漢字に「命」の字が決まりました。 秋篠宮家の長男悠仁 様誕生で生まれた命に注目が集まる一方、いじめ、自殺や虐待、飲酒運転事故などが痛ましいということ で、その世相が今回の命の重みにつながっていると思っております。

まず初めに、寝たきり老人の介護についての、介護手引きについてお伺いをします。

誰しもが健康で老後を過ごしたいと願い、今日の健康が明日も続くと信じておりますが、そのように行かないのが世の常であります。不幸にして、病に倒れたり、事故に遭い、寝たきりとなり、本人も家族も苦難の毎日を送っているといった例は少なくありません。特に、在宅介護、家族介護の精神的な肉体的疲労と、それのよる自殺、心中、虐待及び女性に対する過度な介護一極集中などの高齢化による問題は、最早、家族だけでは支えきれなくなっております。今、老老(おいおい)介護と言われております。これは年を取ってるということです。長寿化の結果、高齢者の層が厚くなって介護の方も高齢者である場合が増えております。昔の親孝行息子、孝行嫁は20代から30代であったのですが、今は主たる介護者は60代以上であります。70代の嫁が90代の姑を看る、高齢者の妻が高齢者の夫の面倒を看る、また、介護者の半数以上が、自らの病気のために通院中、さらに深刻なことに、5人に1人が自覚症状があるのに医者にかかれずにいる。老老(ろうろう)介護から共倒れになるケースも少なくはありません。

寝たきり病人のための家庭介護、在宅介護で介護者の心構え、病人の世話する方法、家庭でできる機能 訓練法、寝たきり老人にならないための予防法などを、もっと分かりやすく手引きした介護マニュアルを 作成し、配布したらどうかお伺いをします。

- ○副議長(後藤 勲君) 松山福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(松山照夫君) お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりのことで、これまでの介護は家事の一部とか、年寄りの世話は家でするものという意識が確かにありました。しかし、介護の負担は想像以上に大きいものがありまして、そのことを知らずに、その昔の意識のままで、家族の1人に介護を任せたり抱え込んだりすると、介護者は心身とも疲れきってしまい、介護のストレスからイライラ、そして家族間に不和が起こるということになりますし、もっと進むと、高齢者虐待など悲惨な事態に至る例もあります。

在宅介護の問題で大切なことは、在宅の高齢者に必要な介護が行き届くことだけでなく、介護者を支えるように体制を整えることが重要と考えております。そういうことで、この手助けをするのが介護保険制度であります。平成12年度から始まった介護保険制度であります。でありますので、この公的サービスを有効的に利用することが一番大切なことだと思います。

議員のおっしゃいました介護の手引き、こうしたものについては、現在、必要な方には配布をしておりますが、より適切な内容を検討しながら、さらに準備をしていきたいと考えております。

それからまた、そうした広報誌、リーフレット以外にも、在宅介護者の集まりであります「介護者の会」 というものも組織しておりますので、講演会や具体的な研修会を重ねてきております。引き続き、こうし た会の運営をしていきながら、介護についての認識を新たにする機会をつくっていきたいと考えておりま す。

- ○副議長(後藤 勲君) 16番片山君。
- ○16番(片山博雅君) 今、答弁にありましたように、在宅介護、これは国が奨励してるわけでありまして、実際、在宅介護をすると大変な苦労が待ち受けてるということであります。私はいろいろ機会があり

まして、在宅介護の家に訪問する機会がありますけれども、今、介護する人も共稼ぎで家にいない、寝たきりのお年よりは、枕元にパンとか握りご飯と水が置いてあるだけ。そして2時過ぎに行ったときに「これは何ですか」と聞いたら、「昼ごはんです」と。「どうして食べないんですか、体が悪いですか」と聞けば、「いいえ、これを食べると排便、排尿ということで嫁に迷惑をかけるので、辛抱しております」。本当に悲しい言葉であります。

今、全国的に在宅介護も24時間態勢を取るようになりました。玖珠もそのうちなるんではないかと思っておりますけど、そういう弱者を救済する方法、寝たきり老人をどう介護したら良いか悩んでる家庭にとって大きな指針になる、ひとつの介護マニュアルというのをですね、分かりやすく作っていただければいいと思っております。

それと、私は、町の福祉課に行くいろいろな問題の人に聞くと、対応が非常に良くて分かりやすいという言葉を聞くんですけれども、さらにもう一歩足を踏み入れて、その介護者のケアをしていただきたいと願っております。

特に、この「町報くす 11月号」ですか、これには分かりやすく一応書いてるんですよね。介護の仕方とかいうのが。ところが、まだもっと分かりやすく、高齢者が高齢者を介護するのはどうしたらいいか。 全然力がない、ただ寝たきりの人を起こす、横に向けること自体が厳しいということで、よろしくお願いしたいと思います。

次に、第2点は、高齢者、独居老人等の緊急時における安心カード、これは仮称で、これを作成、配付 してはどうかということであります。

カードには氏名、生年月日、住所、血液型、病名、緊急時の連絡家族は、かかりつけの病院などが記入されており、家庭の病室に表示、駆けつけた人が家族や119番へ通報し、処置や応急を迅速にする、また、救急隊はカードにある病院に搬入するとか、救急病院に運びカードの病院に連絡を取り、病状を聞くことで処置をスピードアップするとの期待もできるわけでありますが、このカードの作成、配付についてお伺いをします。

- ○副議長(後藤 勲君) 松山課長。
- ○福祉保健課長(松山照夫君) こうした独居老人世帯などに対しては、現在のところでは、いわゆる緊急 通報システム、こうしたものを導入して対処しております。現在、約250世帯に導入をしてるわけでありまして、昨年度、24件の通報がございました。このうち救急に係る通報が6件ほどあってるわけであります。緊急な独居世帯の要求は分かります。

そこで、議員さんの言うところのこの安心カードでありますけども、初めての、仮称ということでありますけれども、緊急時に身内などの連絡先を第三者あるいは救急隊員に分かるようなというカードだと思いますが、丁度、現在、民生委員56名が、災害弱者マップというものを作っております。災害ということになってますけども、独居老人や高齢者のみの夫婦世帯、あるいは自力歩行困難の障害者などの世帯において、この災害時の緊急体制を確保するための調査でありますけども、これには緊急連絡先なりそういう

ものを書き入れるようになっております。こうした情報と併せて、今現在私どもの持ってます緊急通報システムの緊急協力員というのが2名ほど書いておりますので、そういう情報の共有化をお互い図りながら、あるいはその活用の仕方を早急に検討して、こういう緊急時の対応を検討していきたいと考えております。

- ○副議長(後藤 勲君) 16番片山君。
- ○16番(片山博雅君) 今、答弁にありました、民生委員がそれぞれ掌握してるということは、例えば綾 垣地区は100軒家があるんです。その中で、民生委員が確かに掌握してるのは事実でありますが、近所の 人が掌握しているのも十分ありまして、情報公開とかいろいろな面で難しい面はあると思います。そうい う面でですね、家の中に、病室とかに貼った紙をそのまま掲示するというのは問題があるようであればで すね、紙を上に貼って「緊急時ご覧ください」とかというサービスも必要ではないかと思っております。 今、NHKテレビで「芋たこなんきん」というのがあってるんですが、もう終戦になって一息ついてるんですけど、当時、戦前は、皆、服の上に住所と名前と書いてたんですね。緊急時にすぐ連絡できるということで。また、軍人が戦場に行く場合は、認識番号、個人に与えられた番号、それと血液型を書いた札を必ず首に下げてるというのは、怪我したり死んだりしたときに処置しやすいというのが利点であります。 そういうのを踏まえてですね、担当課の方で、いろいろ知恵がある人ばかりのようでありますので、何かこういうのを付ければ、また我々も在宅介護のとき行ったとき、ああ、この人はこういうことで寝てるんかなということも見れるということで、さらに近所の人たちも協力できる体制ができるのではないかと思っております。

次に、3点目は介護慰労手当の支給であります。

寝たきり老人や認知性の老人の介護に対しまして、激励金の支給をしていると思いますが、対象者と支 給額をお伺いします。

- ○副議長(後藤 勲君) 松山課長。
- ○福祉保健課長(松山照夫君) この介護手当につきましては、支給者については、65歳以上の寝たきり又は重度の認知症の方、あるいは身体障害者の肢体不自由の1級障害を持つ方、それから療育手帳A判定の障害を持つ方などの介護者に対して、介護手当と称して年間5万円でございます。の支給となっております。昨年度の実績では、合計20件の計100万という支給を行っております。
- ○副議長(後藤 勲君) 片山君。
- ○16番(片山博雅君) 長年介護をしてる人については、少しの奨励金というんですかね、こういうのをまたいただくことについては、少しは励みになるんではないかと思っておりますが、金銭的に、時給、最低時給ということになりますと、24時間介護というのは非常に厳しくて、これは町独自なのか、また、各県でも各市町村でも金額の大小はあると思うんですが、そこをお伺いします。
- ○副議長(後藤 勲君) 松山福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(松山照夫君) 他市町村との比較はちょっとしておりませんが、これは町独自の制度でございます。

- ○副議長(後藤 勲君) 片山君。
- ○16番(片山博雅君) 調べたところ、わが町より安いところもあります。しかし、これは金銭の大小ではなくて、その気持ちが介護者に伝わることが大事ではないかと思っております。将来的にはもっと、1日5万円、ちょっと高いですかね、こういうのが出ると介護する人に励みになり、また、寝てる人も、すまないということが少しは消えるんではないかと思っておりますけど、どうかこういうのは町独自であっても、やっぱ国の方からの補助とかいろいろのがありますので、どうかそれが実現できるように努力していただきたいと思っております。

今、北欧でですね、北欧の国々で、高齢者社会の経験から、寝かせっきりである、寝たきりの95%は、 実は起きることのできる人だといわれてるそうです。というのは、もう寝せとった方が楽なんですね、介 護する人は。そういう観点からですね、やはり家庭内でできるそういうリハビリとか身体的な介護の中で、 どうして起きるようになるのかということです。

これはある本で読んだんですが、普通、高齢者になってもですね、男女と別々に部屋を取るんですけど、ある介護施設で、部屋がなくて男女を一緒にしたそうです。もう高齢者。そしてカーテンを真ん中に仕切って、もう年取ったら男も女もないという感覚だったんでしょうね。ところが、寝たきりの男女の中で一番最初に起きるようになって、歩けるようになったのは女性だそうです。隣りの男性に私の恥ずかしいところを見せたらいかんということで、おしめも取って歩くようになったと。ところが横に寝ていた男性も隣りの人が歩くようになったから、わしもできるんじゃないかということで、歩くまでになったと。その後の経過は分かりませんが、そういうふうに希望を持たせることによって、生きがいを感じ、やる気が出て、起きて歩けるようになったという本を読んだことがあります。

そういうのは一つの事例でありますけれども、やっぱ寝たきりにしないように、起こすようにどうしたらいいかということを検討していただきたいと思います。

次に、肝心の水の方に入らせていただきます。

特に、年末になりますと、何かと水を使う機会も多くて、この水のありがたさがよく分かると思いますが、通告に従いまして、上水道第2次拡張工事が終結したが、給水区域外拡張が可能かどうか検討を進めているとの答弁がありました。その後の進捗状況についてお伺いをします。

- ○副議長(後藤 勲君) 麻生水道課長。
- ○水道課長(麻生長三郎君) 片山議員さんの、給水区域外が可能かどうかというお答えであります。 この答弁については、前任者であります課長が一応しておりますが、再度お答えをしたいと思います。 本町全体では、町内各地区の水道布設計画については、面積が広大であり、自然的条件、地理的条件が あり、各々計画するには非常に厳しい状況であります。今日まで、玖珠町中心部については上水道施設、 北山田中心部については簡易水道施設、山間地における集落については、昭和50年代、農村総合整備モデ ル事業で営農飲雑用水施設ということで給水施設を設置しております。日出生台地区及びその周辺地区に ついては、交付金事業による水道給水施設を設置しております。その後、その他の地区においては、平成

9年度の調査を行いまして、平成10年度より現在まで、小規模給水施設ということで行ってきております。 今日まで、給水区域外施設について、すべてではありませんが、整備を行ってきました。なお、今後も 引き続き給水施設の要望がありましたら、整備を行っていきたいというふうに考えております。

その中で、議員お尋ねの、上水道給水区域の周辺はどうか、どんなことをいつ計画するのであろうかというふうにあっております。水道施設整備を行うには、長期的な展望に基づいた基本計画を立てて、その中で整備に関する基本方針、即ち計画目標を設定し、これを達成するために必要な整備を、できるだけ長期にわたって明らかにしていかなければならないというふうに考えております。水道施設の整備拡張も含みますけど、これにあたっては、平常時の安定供給の確保はもとより、渇水や火事、地震等非常時、災害時でありますが、これにおいても、必要な水の確保ができるよう、安定性、安全性を目標とした整備を行うことが求められております。

そのため、上水道給水区域において、安定した水源を確保することは勿論、水道施設、現施設でありますが、全体としての水量的な貯留、整備機能や総合的な水運用機能を高めるための施設整備、全体として 調和の取れた給水の安全を確保していかなければならないと考えております。また、水質的に、より良質 な水の供給に努めるとともに、適正水圧を確保することが必要であります。

ここで、給水区域の拡張を検討するには、自然的社会的条件の下で取り組む事業内容の根幹に関する長期的総合的な計画であり、基本方針の策定、基本事項の決定、整備内容の決定等があります。現在、その中の基本事項調査段階によります給水区域内の将来的見通しについて、次の4点で調査を行っております。

1つ目でありますが、現在の機能、施設配水管網で拡張できるのか。その中身でありますが、主体的には現在の配水管による流水量で、給水戸数、人数がどれくらいカバーできるのか。計画時における管決定、管の大きさですが、各々の管に接続する給水戸数、給水人数で計算されており、その管による大きさで今後どれくらい延長できるかの検討、まあ適正水圧の確保が必要であります。

2つ目ですが、給水区域内の人口や給水量の増減、いわゆる配水量の経過推移はどうなのか。その中身ですが、現在までの給水人口や配水量の推移、給水区域内で現在未普及地区がどの範囲にあって、配水管がどれくらい延ばせるか。延長、延ばせるか。いわゆる未開発地区住宅建設可能範囲の給水人口の推定。

3つ目に、拡張区域をどこまで広げるのか、広げられるのか、拡張可能な範囲ということで、給水区域 外隣接地域の給水戸数、給水人数、隣接地区の増減想定、住宅建設可能地域の調査を現在行い、また、現 在行っている八幡地区との関係。

4つ目に、経営や維持管理に関すること。水道事業の適切な運営ということであります。その中身ですが、適切な水道の管理を維持するために必要な技術的業務や実施体制の確保、運営コスト削減の観点から、第三者委託導入の適否を検討し、合理的と評価される場合には、その導入の目標を検討する。また、給水区域の拡張を行った場合、給水に必要な施設の事業費はどれくらいか、その維持費用はどれくらい必要なのかの検討であります。

以上、4点を基本事項として調査をしている段階であります。

以上です。

- ○副議長(後藤 勲君) 16番片山君。
- ○16番(片山博雅君) 私は、水に関する一般質問をし始めて、今までの課長は、水がねえ、金がねえ、 まあこういう言い方をされたわけなんですけども、一応今回の答弁の中では、前向きに進んでいるという ふうに評価するわけですが、これはあくまでも水道行政の話であります。

私は、水で苦しむ町民がいるということに対しまして、水道法的に言うならば、当然国民生活に直結し、 その健康を守るため欠くことのできない事業であるというふうに思っておりまして、経済的に経営的に成 り立たない場合は云々という今、答弁がありましたけれども、これについてですね、独立採算制というこ とは、今回、課長は一言も言わなかったと思っております。言いましたかね、今。

(○水道課長(麻生長三郎君) まだ言ってません。)

それでですね、例えば来年から水道料金を上げようじゃないかという話もあります。今回、また素晴らしい広報くす11月号、この中での決算報告の中で「玖珠町水道事業特別会計の決算」というのが出ております。これは分かりやすく、町民も見やすく、ああ、こういうことになっているのかなという、これ課長が書いたんですかね、素晴らしいと思います。ただ、この中で、水道事業というのは、儲かるためには水を売らなければならない。売るためにはエリアを拡大しなければいけない。それでまだできることができなければ、水道料金を上げなければならない。これに尽きると思います。

特に、北山田簡水なんかはですね、このように書いております。「簡易水道事業会計は、事業収入、使用料金などの不足分については、一般会計からの繰入金に依存しており、この繰入金は赤字相当となっております。」とかいうのが書いておるわけですね。これを読んだ人は、ああそうか、八幡の皆さん、大隈の皆さん、上水道が来てない区域については、我々の税金が使われてるんじゃないかというふうに疑われる。そういうことをなくすためには、やはり水道のエリアをどんどん広げる必要があるのではないかと思っております。

水道料金値上げについてはですね、また言いますけれども、もっと分かりやすく、そういう一日も早く、 1メートルでも延ばすことができないのかということを私は思っております。

水道法で、目的、債務というところで、国及び地方公共団体は水道が国民生活に直結するその健康を守るため欠くことのできないものであることで、最終的に整備計画を作りましょうとあるが、その計画の完成はできているのであろうか。今答弁があった通りなんですね、今、前進中。どこまで前進かまだ聞いておりません。例えば、日出町は合併をしない、その代わり財政計画等全部見つめなおして、5年の期間赤字だと、その後は黒字が続くので合併はしないと、はっきり言っております。5ヶ年計画を作って、それから黒字に転じていくんだとこう言えば、町民も納得するんではないか。玖珠町水道も同じであります。飲料水で苦しんでる地域が多くあるならば、その地域が何年後に安心して飲める水が来るのか、こういう長期計画、長期整備計画を立てるべきだと思っております。

時の水道課長は、二次拡張で確保された原水をもとに、余剰水が発生するかどうか、当然現在の計画が

下回ればその分はエリアを広げることは企業として最も大切だと言っております。

それと、全町については、これは17年ですね、精力的に取り組んで、把握するたたき台を作りたいと答 弁してると、前の課長は言っております。玖珠町の給水人口は1万人、一日最大給水量は560リッター、 ところが560リッターをしておりますが、昨年ですかね、一日の最大は、平均が360リッターとあります ですね。ということは1人が200リッターずつ余したことになります。本当に水がないのだろうか、火事 が発生したときに水がいる、当然火事優先のやつが作れるんではないかと、防災無線がそのためにあるん ではないかと思っております。そういう面で、もっと一歩二歩踏み出して、町民に安心して飲める水を供 給する方法をお伺いします。

- ○副議長(後藤 勲君) 麻生水道課長。
- ○水道課長(麻生長三郎君) 議員さんお尋ねの、いつできるのか、いつ延ばせるのかという部分だろうと思います。

先程申しましたように、この4点を基に計画をして、この調査がいつ済むか、早く済ませたいというふうに思っておりますが、この4点を中心にして、その段階でいくらでも延ばせるかという部分を検討していきたいというふうに考えております。

- ○副議長(後藤 勲君) 片山君。
- ○16番(片山博雅君) これは水道課長を責めるわけでもないんですね。今までずっとその計画的な整備 計画をしてなかったというのも一つの原因じゃないかと思います。物事をする場合は計画を立て、それを 実行し、そして評価するという3つのパターンが繰り返されていくのであって、その評価の段階で管が少 なかった、ああ、管網が小さかったというなら、もう1本通せばいいんですよ。そして現に管網がどうの こうのと言っても、第二次水道拡張事業で当然上水道区域内の管網は整備されていると聞いておりますが、 そういう辺を踏まえて、これからの水道行政に取り組んでいただきたいということで、最後に、上水道区 域の拡張、上水道管理者である小林町長にお聞きしたいと思います。

小林町長は、繁田議員が昨日、あんまり褒めたことのない人なんですが、かなり町長を褒めておりまして、私も、おっ、繁田議員が褒める町長は素晴らしいんだな、これからまた上水道の取り組みにやってくれるんじゃないかと思っておりますので、問②について、上水道区域の拡張はできるか、水道管理者としてお伺いします。

- ○副議長(後藤 勲君)小林町長。
- ○町 長 (小林公明君) 上水道区域の拡張問題について、私もこの場から過去何度もお答えしておりますけれども、制度の整理をしておく必要があるということをかねがね申し上げてまいりました。

ただ今、計画を作って、それを実施して、そしてまたそれを評価してという Plan Do See のお話がありましたけれども、いみじくもその計画が昨年度終わった第二次玖珠町の上水道拡張事業計画でありまして、これは終わりまして、ただ今水道課長が申し上げたような余剰水源、あるいはこの給水人口、拡張の余地、いろんなものを調査してるという段階であります。

そして、玖珠町の人口のうちに1万人がこの上水道の給水人口でありまして、さらに北山田簡水他、地域の簡水、そして平成10年からスタートしております飲料水の供給施設整備事業補助で既に20件、30件の工事を進めておりますけれども、こういう複合的な事業によって町民に新しい水、おいしい水を供給しようということになってるわけであります。その中で、このかねてからお尋ねの、八幡地区の水の供給については、簡易水道施設として設置できないかということで、昨日も質問がありましたけども、音波探査による水源の調査、そして地域の皆さん方に対する水需給へのアンケート調査、そういうものを今、精力的にやってきているということであります。

一方、上水道区域の拡張ということでありますけれども、先程申し上げました、第二次の玖珠町上水道 拡張事業が終わった段階で、560リットルの給水計画が実際どのくらいにとどまってるのか、余剰水源は どうなのか、そういうことを、水道課長が言いましたように調査してる段階でありまして、それを基にさ らに給水区域の拡張計画というものができて、それを水道法10条に基づいて管理者が事業認可を受けると、 認可を受ければその拡張計画というものは進むわけでありますして、今まさにそれを詰めている段階であ るというふうに思っております。

したがって、水道課の方で担当しておりますいろんな分析結果等を待って、その判断をしなければならないというふうに思っております。これは上水道事業でありまして、簡易水道事業とそれから飲料水供給施設事業というのはまた別のシステムでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。 以上であります。

- ○副議長(後藤 勲君) 16番片山君。
- ○16番(片山博雅君) 今、町長の答弁で分かった、上水道区域を拡張するということが聞きたかったんですが、今、安倍内閣の支持率が下がってるそうです。なぜか。、小泉総理は「やるぞ」とか「わかった、せよ」とか、はっきり言うそうです。言ってたんですね。それが5年以上続いたもんですから、今度は、安倍さんが、何かかんかと言うと言葉を濁すもんだから、何を考えてるんだろうか、町長にはあてはまらないですよ。ということで、非常に自民党の執行部が、もっとはっきり答弁するようにしたらどうかということで、対策を練ってるという新聞記事を見たことがあります。

計画は時間をかけてやるものと、時間をかけなくてやるもの二通りあると思います。一番良い例が、緊急時には計画なんか立てないですよね。当然、緊急時が発生したときに、各課の担当はいつでも対応できるような緊急時の措置計画を持っているんではないかと思います。玖珠町に防災マニュアルがあります。 火災・地震・水害これに全部例記されております。そういうのを見るときに、流石だなと思うけど、計画は作ったが実行がないでは困るわけでありまして、そういうのを、どんどんどんどん替わる担当の責任者がまた次の方に申し送っていく、引継ぎにやっていくというのが必要ではないかと思っております。

来年、素晴らしい課長が多く定年等を迎えるということでありますが、本当に寂しい気がいたします。 その後に続く課長に、良い申し送りを、事務引継ぎをしていただきたいというふうに願っております。 まだ時間が十分ありますので、私はまた振り出しに戻りたいと思います。 玖珠町水道事業設置に関する条例というのがありますが、その条例でですね、条例の中で第2条、水道 事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するようにしなければならないとあり ます。この公共の福祉を増進するということについてですね、福祉というのは、幸せとか、公的資金を扶 助して生活を向上させるという意味があるわけです。それで、赤字が出そうな水道事業について、これを 追求するならば、本当に企業の経済性を発揮してるのだろうか。大体3ヵ年ごとに少しずつ上げていった 方が町民は理解しやすいだろうということがありますが、もっと突っ込んだ方法があるのではないかと 思っております。

例えば、日田市に住む人がですね、玖珠から日田に行ったそうです。玖珠でいつも3,000円から3,500円の水道料を使っとるもんですから、そこでいつも庭の水撒いたり車洗ったり、畑に水撒いたそうです。水道料金が7,000円来たそうです。1回話しました。そしたらですね、水道屋さんが来てから、お宅はどこか管が漏れてるんじゃないかということでいろいろ話したら、水をずっと撒いてたんですね。日田市は水道料金使用料金の半額を、3,500円だったら、3,500円を下水道使用料として払うというから7,000円になるそうです。そしてその人は、そりゃ大変だということで、雨水、雨水を溜める桶を買って至る所に置いてそれで水を撒いたり車を洗ったりしたら、大体玖珠町と落ち着いたような形になったということで、やはり町民に最大水量を560リッターという数を上げてるけど、何でこの560リッターという数字が出てきたのかというふうに疑問を抱く一人であります。大体平均的に330リッターぐらいじゃないかと思います。玖珠が360リッター、この前の平均で360リッターですね、そうすると200の数字が余る、200の数字が余るということは、1万人でね、それを掛けたらかなり余る。少なくとも3分の1浮くような形に、何でまだ水が足らないのかというのも私の疑問であります。

そういう面を踏まえて、一生懸命やってる水道課長の仕事は評価しますけど、あくまでも町民が苦しんでるということを頭に入れて、これからの水道行政に精進していただきたい、この願いで一杯であります。

間もなく私の持ち時間もなくなりますが、年末ということで終わりますが、執行部の皆さん、特に町長、 健康に注意されて、また執行部の皆さんも、議会の皆さんも、来年は夢多き希望の年でありますよう、ま た、町民待望の町民皆水道が一日も早く実現することを願いながら、一般質問を終わります。

- ○副議長(後藤 勲君) 16番片山博雅議員の質問を終わります。
 - 次の質問者は、7番江藤徳美君。
- ○7 番(江藤徳美君) 皆さんおはようございます。議席番号7番江藤徳美です。

今年の最後の一般質問者となりました。よきご回答を得まして、来る年が玖珠町にとりまして平穏で発展する年でありますことを願いながら、一般質問に入りたいと思います。

本日は、"玖珠町の美しい自然環境を守るために"のテーマの下、通告に従い、3項目について、一問一答形式で進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨日、繁田議員から、協心橋から見渡したした借景は本当に素晴らしいというご意見が出ておりました。 本当に遠景は素晴らしくなったんじゃないかと思っていますが、山村に行きますと、一歩山の中に入ると シカやイノシシの住処じゃないかと思われるように、イノシシの掘った穴、これは毎年すごくなっております。また、高齢化は進んでおりまして、本当にもう70に近い人が農業や林業の担い手というか、中心になっておるのが現実となっております。本当5年後10年後というのが心配される状況にもなっているんじゃないかと考えています。

そういうことで、1項目目の、農林業の高齢化、兼業化等により、椎茸原木林や放牧地等、いわゆる入 会林野等になると思いますが、非常に荒廃が進んでおります。健全な森林の育成のために、下刈りの助成 や里山林の整備など何か良い知恵はないのか、助成策はないのかその施策を伺いたいと思います。

- ○副議長(後藤 勲君) 佐藤農林課長。
- ○農林課長(佐藤左俊君) お答え申し上げたいと思います。

議員さんご指摘のように、玖珠町の山林の多くは平成3年の台風災害以降、山林所有者の高齢化とそれから伐採経費が木材販売価格に追いつかない状況から、見るも無残な状況になっており、特に、山の荒廃から、人家近くに有害鳥獣が住み着きまして、農産物被害が拡大してきております。台風以降、町といたしましては、除間伐の事業、森林整備地域活性化支援交付金事業、森林災害復旧事業等を活用いたしまして、希望する方に対し事業を行ってまいりました。

先程申し上げましたように、高齢化により、整備はなかなか進んでおりません。今後も国、県の補助金制度を活用して荒廃林整備を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

議員さんもご承知と思いますが、県民主導で多様な森林づくりを進めていくことができる新たな森林環境税による事業ができましたので、この事業を活用していきたいと考えているところであります。

ご質問の椎茸原木林の荒廃についても同様で、議員さんの言われてるとおり高齢化と兼業化により荒廃が進んでいるのは事実であります。椎茸生産は玖珠町の農林産業の3本柱に位置づけられておりまして、町としても、これまで、クヌギの伐採、搬出するための簡易作業路の助成を希望者には対応しておりますし、今後も続けて行きたいというように考えております。

また、施設補助といたしましては、椎茸ハウス、人口ほだ場に県の2分の1、町4分の1、機械補助として県3分の1、町6分の1の助成をしてきております。クヌギは町内にはたくさんありますし、道を造らなければ、ただのクヌギ林であります。有効活用を促すためにも、本事業の推進を図っていきたいというふうに考えています。

次に、里山林の整備についてですが、本年度から始まりました、森林環境税を活用した取り組みを実施をしたいと考えています。山ノロ、山中集落で実施している竹林整備の竹炭づくりや角牟礼会が実施しております角牟礼山周辺の里山林整備事業等の事業を積極的に活用して、里山林整備を推進したいと考えておるところであります。

現在の森林環境税ですが、大分県が窓口になっておりまして事業が行われておりますが、新たな森林環境税を福岡県民にお願いしたらどうかということで、大分西部流域林業活性化センター、森林づくり流域協議会で、農林課長がメンバーでございますが、筑後川の上流にある日田、玖珠地域が福岡県を潤してい

る点を強調し、森林関係者、議会の皆さん、町が運動して、導入できれば、玖珠町の森林整備は見事に復 興されるというふうに考えておるところでございまして、この点につきましては、特に福岡県を潤してお ります日田玖珠が、これからの運動でやろうということで話が出ておりますので、今後これに期待をした いというふうに思っております。

以上であります。

- ○副議長(後藤 勲君) 7番江藤君。
- 7 番(江藤徳美君) 今、課長の方から、現在行われている施策についてご説明を受けました。本当に この施策についてはやはり引き続きやはり続けていただきたいと思っております。

また、今、筑後川の上流地域として下流地域である福岡県に、日田市ともにこういう新たな助成策ができないかという運動をやりたいということでございますので、これは非常に良い話を聞きましたので、これは速やかにまた進めていただきたいと思っております。

私が最初に「山村」とあえて言ったのは、玖珠町はやはり森林に、多くの森林に囲まれているわけでございますし、日本列島を見ても山に覆われてまた、海に囲まれて多くの川が流れ、中流域、下流域、そして盆地や平地でそれぞれの人が住んでいるわけでございます。だからその土地土地による生業(なりわい)が、今までは生業(せいぎょう)をなしていたと思うんですが、今日本全国一律に都市へ都市へと流れてまだ行っております。

私の近くの例で恐縮ですけど、私のすぐ上に専徳寺というお寺がございます。500年ほど前ぐらいですから室町時代の後期と思いますけど、現在の山田、中山田付近から山浦の方にお寺が移った。そのときに、門徒といいますか、信心する人がやはり中山田あるいは小国方面から数十戸が、まあ住職に着いて行ったのか、阿弥陀如来に着いて行ったのかは、詳しくは、500年前のことですけど、分かりませんけど、やはりその信心というのは、今考えたら本当に素晴らしいんじゃないかと思います。それはやはりひとつのコミュニティづくりにもなっていたと思いますし、今、本当お寺の住職が行っても、何人付いて行くでしょうかね。ほとんどいないと思います。

そういう面からしても、こういう現在町がしておる簡易作業路の整備になり、農道整備、それから林道ですね、現物を支給されて各集落の人たちが、やはりそのときは集まってやっぱり作業をしているわけです。それがひとつのコミュニティに今なっていると思うんですよ。町としても自治会館ごとに新たなコミュニティづくりを再構築しようとしておりますけど、こういう中で、この特に山村におるとよく分かるんですけど、今、農業といっても農業だけでは生活ができないわけですし、若い人は本当に日田や、遠い人は福岡、大分方面に生活するために、会社勤めなりをしているわけでございます。

国が進めている、進めているというか、今から品目横断的経営安定対策とか、あるいは農地水環境保全 向上対策等いろいろ政策を掲げてそれぞれ実施しているわけですけど、これだけでは本当のあれはできな いと思うんですよね。特に、今度は、現在、今、日本とオーストラリアとのFTAですか、自由貿易協定 が締結されようというような時期にも来てます。こういうのが締結されると、もうオーストラリアは、聞 くところによると、農地にして日本の平均の2,000倍ぐらいは1戸が持っているというか、コストについても20分の1でできるという。そういうのが本当に協定ができると、またアメリカ、中国等のこの自由貿易協定も非常に厳しいものになってくるんじゃないかと考えます。

そういう中で、やはり少しでも山村の、今、林業にも環境問題等から皆さん方の意見が大分出てきたということは、追い風じゃないかという意見は確かにあります。しかし、それは何か微風ではないんかと思うんです。またそこに住む人たちがまた何かをやらなければ、そしてまた行政なりがもう少し手助けをしていかなければ、この問題は本当に解決はしていかないと思っております。

そういう意味で、先程課長が、筑後川下流域にも、あるいは北九州にも呼びかけて、そういう助成ができる方向性というのを述べていただきましたけど、これ本当にひとつの光明になれば幸いと考えておりますし、そういう助成等が早く実現できて、私のコミュニティづくりにも役立つんじゃないかということで、1つ提唱したいのは、農道とか林道ですね、そういう整備というのはそれぞれの地域でやりますからいいんですけど、やはりコンクリを張ったらやっぱり一つの同じ顔に見えるわけですね。だからそういう面では、1集落1里山林というのを提唱したいんですけど、そういうふうにすれば、1集落と言っても、市街地の方はそういう場所はなかなかない面もあるかも知れませんけど、そういうふうにできる集落につきましてはですね、そういうふうにいろいろ植える樹木も違う、公園的にするとかいろいろ考えが出てきたら、一つの森林公園のような感じにもなるんじゃないかと思ってますが、そこでもう一度お尋ねしますけど、この里山林の整備におきまして、1集落1里山林的なことはできるかどうか、もう一度お尋ねしたいと思います。

- ○副議長(後藤 勲君) 佐藤課長。
- ○農林課長(佐藤左俊君) 先程ご答弁いたしましたけども、今、森林環境税等がですね、皆さん納めていただいた分を今、玖珠の分として使わせていただいております。金額的には私どもが納めた分だけが割当の財源というか使い道になってます。先程言いましたように、これから福岡の方とかに行けば、これは日田玖珠の部分でかなりのお金が期待できるというふうに思ってますけど、言われることは十分わかっておりますし、この辺のところは検討を今からしていけば、できるかなというふうに思っております。
- ○副議長(後藤 勲君) 江藤君。
- ○7 番(江藤徳美君) 今、県の森林環境税といいますか、それは割当分が町なりに来ているということで、これは、私は林研にも所属して知ってつもりでおりましたけど、なかなかそこの中身はですね、割当分ということになると、人口の少ないところはやはりですね、あるいは法人の少ないとこというのはやっぱり少ないと思うんです。だからそういうことで、やはり本当にこれが森林のためになるのかといったらやっぱり疑問もありますので、やはり先程言ったように、下流域ですかね、そういうところとの話し合いも速やかに進めていただきたいと思っております。

では、この項目はこれで終わりまして、2番目の項目に入りたいと思います。

玖珠町は豊富な湧水あるいは清水がありまして、「豊の国名水15選」に、内帆足といいますか清水瀑園

が選定されておりまして、また、日本文理大の河野 忠研究室の選定の中に森の招福の水、それから山浦の下ノ園妙見様の湧水、それから秋畑の湧水が、3箇所ですね、選定されております。これは「大分名水100選」ということで河野 忠さんの研究室が選定してるわけですけど、こういうところで、まずイ)の分ですけど、その保全状況ですね、それからまた利用状況についてご答弁をお願いしたいと思っております。

- ○副議長(後藤 勲君) 河島商工観光課長。
- ○商工観光課長(河島広太郎君) ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

今、議員さんご発言のように、町内の湧き水で申し上げますと、昭和63年に「豊の国名水15選」に選ばれている清水瀑園のほか、東奥山の七福神、それから山浦の秋畑、下ノ園、山浦早水、北山田の井川道の湧き水などが、一般的に知られているきれいな湧き水であります。

清水瀑園につきましては、自然の景勝地としても知られておりますし、地域の生活用水、また、農業用水としても利用されております。また、町の町水道の水源にもなっております。町内の各地域にきれいな湧き水があり、生活に欠かせないものとなっております。

このきれいな水を保全し、将来に継承していくためには、地域が一体となって自然を守り、水源を管理していくことが重要であるというふうに考えております。このきれいな水をどのように活用していくかについては、それぞれの地域によって考え方が異なるというふうに思いますが、特に、山浦地区では幾つもの湧き水が清流となって山浦川を形成をしております。このようなきれいな清流は、町内でもここだけといいますか、山浦川だけでありまして、人々の生活と自然が織り成す豊な山村の景観は、町の貴重な観光資源でもございます。山浦地区では、山浦川親睦会が中心となって、山浦川の清流を地域づくりに生かすべく、夏のイベントなども実施されておりますが、さらに活発な活動を期待しているところであります。

町内にはホタル祭りとかソーメン流しなど、水に関するイベントを行って地域づくりに生かしてるところもあります。そのほか、きれいな湧き水の活用方法といたしましては、湧き水を飲料水として販売するという方法もありますが、これにはかなりの設備投資が必要ですし、採算面を考えますと、利用面では今すぐ利用するのはなかなか難しいんではないかというふうに考えております。

きれいな湧き水はその地域だけでなく、町の貴重な財産であり、将来にわたって守っていかなければならないものであるというふうに考えております。今、都市住民を中心にきれいな湧き水、清流などの人気が高まっています。湧き水の普及は、可能な地域についてはパンフレットなども作成して、グリーンツーリズムや農村都市交流の場としてPRしていきながら、湧き水の保全の活動に役立てていきたいというふうには考えているところであります。

- ○副議長(後藤 勲君) 7番江藤君。
- ○7 番(江藤徳美君) パンフレット等を作ってということで、ロ)の方のもある程度話を伺ったと思います。2年前に、自主研修のとき、岐阜県の郡上市、踊りで有名な郡上、今合併してますけど郡上市の八幡町の方に行ったわけですけど、ここは本当に幾十もの川が流れて、湧水とは少しは違いますけど、水を

巡るまちづくりということで、各区ごとに堰き板等をして、ある程度水を止めてですね、そこで、最近は 洗いもの等は大分少なくなったようですけど、かなりのそういう堰き板をしてそういう場所がかなりあり ますし、多くの人たちが使うところは、やはり屋根を設けたりとか、軒を差し出したりしてですね、非常 に観光客も来やすいような状態にしてありました。

そしてまた、長野県の松本市では、また本年度より5つの井戸というかですね、そういうのを整備して 市民や観光客に水めぐりの旅というかそういうものをして、もう数年前か、もう10年前ぐらいになると思 うんですけど、早く整備したところは、非常に水を汲む市民とか県外の人も多いと聞いておりますけど、 行列ができるぐらい多くなっているという話を聞いております。

水の問題というのは、いろいろ水利権の問題等も発生しますので、住民とですね、話し合いをいろいろ されて、いい方向に計画されることを願っております。

2項目目のあれは、もうさっきの答弁でいいですかね、何かあれば。

(○商工観光課長(河島広太郎君) それでよろしければもう。)

水の問題といいますと、通告書には書いていませんでしたけど、事前のお話をしておりますので、山浦の大原野地区に産業廃棄物の処理場建設という話を最近お聞きしました。この事業が町の方に、行政の方に入っているのかどうか、伺いたいと思っております。

- ○副議長(後藤 勲君) 河島課長。
- ○商工観光課長(河島広太郎君) 議員さんのお尋ねの件ですが、自然公園法の関係、私ども商工観光課で 所管しておりまして、1件問い合わせがございますので、多分その件だろうというふうに思いますので、 状況をお答えしたいというふうに思います。

10月の中旬頃だったというふうに思いますが、自然公園法の区域の中の規制について問い合わせに来られました。確か3名で来られたというふうに記憶をいたしておりますが、その中で、場所的には大原野の方の場所でございます。で、その区域がですね、自然公園法の第2種特別地域という規制、要するに規制のある地域でございます。その規制のある地域ですから、どういうふうな手続きが必要かというお尋ねでございました。

これは、許認可は県の方の、担当課が景観自然室というところでございまして、こちらの方を紹介いたしまして、ここで工作物の許可申請等が必要になるという説明をいたしました。場所的には、言いましたように第2種の特別地域内ですから、詳しい説明はそれ以上はいたしませんでしたが、県の方に行かれたようでありまして、その後はもうほとんど何も動きがないという状況のようであります。

私が知ってる範囲は大体そのようなことであります。以上です。

- ○副議長(後藤 勲君) 江藤君。
- ○7 番(江藤徳美君) 自然公園法に触れるというか、規制があるということでございますが、最初話聞いたときは、大原野ですけど、九重町側に水は流れるんじゃないかという話でしたけど、いろいろ話を聞くと、地形等を見てみると、どうも山浦側に流れるんじゃないかということで、公園法のほかに産業の廃

乗物の場合は処理場の方にいろいろ規制はあるわけですけれども、なかなか速やかに対応していかないと、 本当に住民の同意というのも確かに得られないと思いますし、先程話したように、湧水のですね、湧水の また源というか、そこからということは、非常に玖珠町としての損失にもなりかねないということも考え られますので、早めの情報公開、そして住民との話し合いといいますか、そういうことも速やかにお願い したいと思っております。

以上、2項目については以上で終わりたいと思います。

3番目の件でございます。国土調査の現状と計画について伺うということです。

これは、基本的には美しい自然を守るためにということと関係ないかも知れませんけれども、やはり土地があって自然もあるということで、旧慣用林ですか、慣使用林ですかね、そういうところは、それから町有林等はまた町にも関係しますし、河川地域の水田等を持っている人は、払い下げの件なんかはどうなっていくのかというような話もお聞きしますので、3項目目の国土調査の現状と計画について伺いたいと思っております。

- ○副議長(後藤 勲君) 合原建設課長。
- ○建設課長(合原正則君) ご質問にお答えしたいと思います。

国土調査事業につきましては、昭和26年に国土調査法が制定されて以来、全国的に翌年度から実施をされております。大分県につきましては、昭和32年に着手いたしまして、平成16年までに24市町村、現在合併いたしておりますので13市町が実施しております。

玖珠町におきましては、平成3年に着手をいたしまして、進捗状況につきましては17年度末現在で町内 面積が286.44平方キロメートルございます、その79%にあたります226.56平方キロメートルに対し、 調査済が37.36平方キロ、進捗率16.49%となっております。

調査面積が226.56平方キロメートルでございまして、非常に広大でありまして、過疎化、高齢化の進行により年々境界の立会いが、また確認が厳しくなっているのが現状でございます。特に、山間部につきましては、世代交代などが進み、境界が分かりにくくなる前に、調査の進捗を図る必要があると考えております。

国会では、今後20年間で事業の進捗率を80%とするということを目標に、平成12年の5月ですが、第 五次10ヶ年計画が閣議決定されております。これによりまして、玖珠町においてもこれまでの1筆調査を 職員で対応します直轄方式、これに加えまして、平成13年度から外部技術者の活用をいたします専門業者 の委託ということで、これ外注といっておりますが、その方法の2班体制で現在実施をしております。平 成17年につきましては、直営を1.14平方キロメートル、外注を1.21平方キロメートル、平成18年度、 本年度でございますが、直営を1.51平方キロメートル、外注を0.91平方キロメートルを実施しておりま す。さらに、19年度につきましては、現在の直営を2.88平方キロメートル、外注を1.03平方キロメートルを県に要望しているところでございます。

今後につきましては、国土交通省の山村境界保全事業、これは境界のおよその位置を確認し、簡易な測

量手法、これによりまして境界に座標地を与えると、森林組合等が管理する森林図に境界の位置を示して森林境界の現況図を作成するという事業でございますが、この事業について、現在、国の方で国土調査事業に使用できるよう現在検討してるところでございまして、事業主体は森林組合になりますが、100%国の補助、この事業等を検討しながら、是非調査を推進するよう今後スピードを上げて調査を進めてまいりたいと、さらにその結果を災害復旧や各種事業に活用できるように努力してまいりたいと考えております。以上です。

- ○副議長(後藤 勲君) 7番江藤君。
- ○7 番(江藤徳美君) この国の補助ができるようになれば、これは早目の対応というか、簡単にその作業等もできるということでいいでしょうか。
- ○副議長(後藤 勲君) 合原課長。
- ○建設課長(合原正則君) この国土交通省の山林境界保全事業というのは、今の段階では即国調に該当しないもんですから、この国調に採用できるように、今、国で検討しております。ご存知のように国土調査につきましては、国の補助が2分の1、県が2分の1、町が2分の1で実施をしておりまして、失礼しました、4分の1、4分の1でございます。町の4分の1につきましては、5分の4が交付税措置がされるという事業でございます。これについて、現在大分県の4分の1ですが、これが大体、約、年2億円程度の予算しかございません。それを13市町で分けるもんですから、19年度については、面積もかなり要望してるんですが、どうしてもその配分がございます。国の方はそういったふうに80%の進捗率を目指すということで、付きやすいと聞いてるんですけど、県の方、町もそうなんですが、財政が非常に厳しい状況でなかなか県の4分の1が、その約2億円が4億円とかなれば、調査面積も広まるわけなんですけど、今の段階ではその2億円を配分があるわけですので、要望を出してもなかなか思ったように調査面積が付かないという状況もございますので、町としてはこの面積を広げて、早く調査を終了したいと考えておりますが、そういう事情でございますので、県には今後調査面積を増やしていただくよう要望はしてまいりたいと考えております。
- ○副議長(後藤 勲君) 江藤君。
- ○7 番(江藤徳美君) そういう助成等を有効に使いまして、早目の対応をお願いしたいと思います。 先程課長も言われましたように、非常に高齢化等そういうことで境界の立会いということが、個人の田 んぼとかはですね、分かりやすいと思いますけど、山林等になりますと個人のでも分かりにくいですし、 特に入会林野といいますか、旧慣使用林ですかね、そういうところは非常に難しくなると思います。そう いうことで、よろしく対応をお願いしたいと思っております。

これで、時間を20分ほど残しておりますけど、師走の忙しい時期でございますので、この20分間は皆さん有効に使っていただきまして、私の質問を終わります。

○副議長(後藤 勲君) 7番江藤徳美議員の質問を終わります。 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 なお、明日14日から18日までは、各常任委員会及び議案考察のため休会といたします。 本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成18年12月13日

玖珠町議会副議長

署名議員

署名議員